

本市中学校の生徒名簿の漏えいについて（学校教育課）

霧島市教育委員会教育部学校教育課において、本市中学校（以下「本件学校」という。）の生徒名簿が漏えいした事案（以下「本件事案」という。）が発生しましたので、以下のとおり、本件事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過

- (1) 令和8年5月18日（月曜日）
 - ・ 学校教育課が本件学校に対し、他自治体へ送付する必要がある資料（以下「資料A」という。）の提出依頼をした。
- (2) 同月22日（金曜日）
 - ・ 学校教育課が市内各学校に対し、教育行政上の資料として児童生徒名簿の提出依頼をした。
- (3) 同月26日（火曜日）
 - ・ 本件学校から学校教育課へ、資料Aが提出された。
 - ・ 資料Aが入った封筒（以下「本件封筒」という。）には、別途依頼分の生徒名簿も同封されていた。
- (4) 同月27日（水曜日）
 - ・ 学校教育課の職員が、生徒名簿が同封されていることに気づかないまま、本件封筒を他自治体へ送付した。
- (5) 同年6月5日（金曜日）
 - ・ 学校教育課から本件学校へ、生徒名簿が未提出である旨のメールを送付した。
- (6) 同年6月8日（月曜日）
 - ・ 本件学校から学校教育課へ、生徒名簿については本件封筒に同封して提出済みとの連絡が入り、本件事案が発覚した。
 - ・ 学校教育課が送付先の他自治体に連絡し、生徒名簿の所在について確認した。
- (7) 同年6月9日（火曜日）
 - ・ 学校教育課が送付先の他自治体を訪問し、生徒名簿を回収した。
- (8) 同年7月1日（水曜日）
 - ・ 本件学校の生徒及び保護者へ、通知文書にて本件事案について報告及び謝罪した。

2 漏えいした情報

- ・ 生徒の氏名、生年月日、性別、住所並びに保護者の氏名及び電話番号

3 漏えいの原因

- ・ 生徒名簿について、他の目的で使用する資料Aに同封して提出し、個人情報が記載された文書として適切な取り扱いをしていなかった。
- ・ 他自治体へ送付する際に本件封筒の中身を細かく確認していなかった。

4 再発防止措置

- 本件学校に対し、個人情報等の重要書類は他の書類と分けて適切な処理をするよう要請した。
- 個人情報を送付する際は、必ず2人以上でダブルチェックするとともに、外部に書類等を送付する際にも、関係のない書類が含まれていないかを必ず確認する。